

レッツBuy あおもり新商品認定事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定により県が随意契約で調達できる新商品を認定し、県内外に広く情報発信することで、新商品開発や販路拡大を支援する「レッツBuy あおもり新商品認定事業」の実施に必要な事項を定める。

(申請者の要件)

第2 本事業において認定を受けるために申請できる者は、次に掲げる要件のいずれかに該当し、新商品を開発し製造する者とする。

- (1) 県内に本店又は主たる事務所を有する者であること。
- (2) 県内に工場又は事業場を有する者であること。
- (3) 県内に住所を有する個人であること。

(申請)

第3 認定を受けようとする者は、新商品の生産による新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を記載した様式第1「レッツBuy あおもり新商品認定申請書」（以下「申請書」という。）を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に該当する書類を添付しなければならない。

- (1) 定款及び登記簿謄本（定款を有しない者にあつては、それに類するもの）
- (2) 直近営業期間の営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容等の概要を記載した書類）
- (3) 第2第2号に該当する者にあつては、前2号に準じるもの
- (4) 事業を営んでいない個人にあつては、今後予定する事業内容及び事業の用に供する資産の概要を記載した書類
- (5) その他新商品の詳細がわかる資料（パンフレット、遵守すべき法令等を満たしていることを証明する書類、特許等の取得を証明する書類等）

(審査会)

第4 第3により提出された申請書について審査するため、レッツBuy あおもり新商品認定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(認定)

第5 知事は、第3の申請書の提出を受けたときは、審査会において、当該実施計画が第6の認定基準に適合すると判断された場合に、認定する。

2 知事は、前項により認定したときは、当該申請者（以下「認定事業者」という。）に遅滞なくその旨を通知し、様式第2「レッツBuy あおもり新商品認定書」を交付する。又、認定しないこととしたときは、その理由を明記し、申請者に通知する。

3 知事は、第1項の規定により認定したときは、様式第3「レッツBuy あおもり新商品認定台帳」に記載するとともに、認定した旨を公表するものとする。

4 認定期間は、認定日から起算して3年後の年度末までとする。

5 知事は、認定事業者から様式第4「レッツBuyあおり新商品認定期間延長申請書」の提出を受けたときは、当該申請内容が第6の認定基準に適合する場合に、認定期間を2年に限り延長する。

(認定基準)

第6 実施計画が、次に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

- (1) 当該実施計画に係る新商品が、既に企業化されている商品とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。
 - (2) 当該実施計画に係る新商品が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
 - (3) 新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が、適切なものであること。
 - (4) 当該実施計画に係る新商品（医薬品、食品を除く。）が、概ね5年以内に開発されたものであること。
- 2 前項の要件を満たしている場合であっても、次のような場合には認定しない。
- (1) 実施計画が公序良俗に反する場合又はそのおそれがあることが明らかな場合
 - (2) 実施計画が関係法令違反又はそのおそれがあることが明らかな場合

(実施計画の変更)

第7 認定事業者は、第5の認定に係る実施計画を変更しようとするときは、あらかじめ様式第5「レッツBuyあおり新商品実施計画変更承認申請書」を知事に提出し、承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の変更承認申請書が提出されたときは、変更の内容及び理由が適当であり、変更後の内容が第6の認定基準に適合する場合に承認する。

(認定の取消し)

第8 知事は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取消することができる。

- (1) 実施計画に従って事業を実施しないとき
 - (2) 第2の申請者の要件に適合しなくなったとき
 - (3) 第6の認定基準に適合しなくなったとき
 - (4) 偽りその他不正の手段により認定を受けたことが判明したとき
- 2 知事は、前項の取消しをしようとする場合には、当該認定事業者の意見を十分に聴取するものとする。
- 3 知事は、第1項により認定を取消したときは、様式第6「レッツBuyあおり新商品認定取消通知書」により通知する。
- 4 第1項の認定の取消しにより損失が生じたときは、その損失は認定事業者が負担する。

(計画遂行状況報告書)

第9 知事は、必要があるときは、認定事業者に対して、計画年次ごとに様式第7「レッツ

B u y あおもり新商品実施計画状況報告書」を提出させることができる。

(県の責務)

第10 県は、県の行う工事又は物品の調達において、第5の認定に係る新商品（以下「認定新商品」という。）の性能、品質、数量、価格等について考慮し、優先的に選択するよう努めるものとする。

2 県は、認定新商品に関する適切な情報の提供、広報活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(認定新商品の評価)

第11 知事は、認定新商品を購入した県の機関から、様式第8「レッツB u y あおもり新商品認定事業 認定新商品の使用評価書」により当該認定新商品に係る報告を受けるものとする。

2 知事は、前項の報告のうち認定新商品の改善に資する事項を当該認定事業者に通知するものとする。

(庶務)

第12 本事業の実施に関する事務は、商工労働部地域産業課において処理する。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年 5月 2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。